

近隣他自治体の業務実績評価の実施要領比較表

	a	b	c	d	e
	市立吹田市民病院(案)	堺市立病院機構	りんくう総合医療センター	大阪府立病院機構	京都市立病院機構
1 前文及び趣旨	<b>(前文)</b> 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第28条の規定に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会(以下「評価委員会」という。)が地方独立行政法人市立吹田市民病院(以下「法人」という。)の各事業年度に係る業務の実績に関する評価(以下「年度評価」という。)を実施するにあたっては、「地方独立行政法人市立吹田市民病院の業務実績評価の基本方針」(平成26年 月 日)を踏まえながら、以下に示す方法等により実施する。	<b>(前文)</b> 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第28条の規定に基づき、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会(以下「評価委員会」という。)が地方独立行政法人堺市立病院機構(以下「法人」という。)の各事業年度に係る業務の実績に関する評価(以下「年度評価」という。)を実施するにあたっては、「地方独立行政法人堺市立病院機構の業務実績に関する評価の基本方針」(平成25年1月23日)を踏まえながら、以下に示す方法等により実施する。	<b>(前文)</b> 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第28条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人りんくう総合医療センター評価委員会(以下「評価委員会」という。)が地方独立行政法人りんくう総合医療センター(以下「法人」という。)の各事業年度に係る業務の実績に関する評価(以下「年度評価」という。)を実施するにあたっては、「地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針」(平成23年 月 日決定)を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法等により実施する。	<b>1 趣旨</b> 地方独立行政法人大阪府立病院機構(以下「法人」という。))にかかる各年度の業務実績の評価(年度評価)は、「大阪府地方独立行政法人の評価の基本的な考え方」(平成17年2月21日決定)を踏まえ、以下に示した基本方針及び評価方法等に基づき実施する。	<b>(前文)</b> 地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会(以下「評価委員会」という。)が地方独立行政法人京都市立病院機構(以下「法人」という。)の各事業年度に係る業務実績に関する評価を実施するにあたっては、「地方独立行政法人京都市立病院機構業務実績評価の方針」(平成24年7月 日決定)に基づき、以下の要領により実施する。
2 評価方針			<b>1 評価方針</b> (1)年度評価は、中期目標及び中期計画の達成に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行う。 (2)年度評価の評価時点における法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、組織・業務等に関する改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資するものとする。	<b>2 評価の基本方針</b> ○評価の目的は、年度計画及び中期計画の進捗状況等を評価し、組織・業務等に関する改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上や病院改革の推進に資することとする。 ○府民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等を分かりやすく示すこととする。 ○評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直すこととする。	
3 評価方法	<b>1 評価方法</b> (1)年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。 (2)「項目別評価」は、当該年度の年度計画に定めた事項ごとにその実施状況を確認することにより、各年度における中期計画の各事項の進捗状況を確認する。 (3)「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえた上で、年度計画の実施状況及び中期計画の進捗状況全体について総合的に評価する。	<b>1 評価方法</b> 年度評価は、法人から提出された各事業年度における業務実績を明らかにした報告書(以下「業務実績報告書」という。)等をもとに、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。	<b>2 評価方法</b> (1)年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。 (2)「項目別評価」は、当該年度の年度計画に定めた事項ごとにその実施状況を確認することにより、各年度における中期計画の各事項の進捗状況を確認する。 (3)「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえた上で、中期計画の進捗状況全体について総合的に評価する。	<b>3 評価の方法</b> ○年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。 ○「項目別評価」では、当該年度の年度計画の記載事項ごとに、法人が自己評価を行う。これをもとに、評価委員会が評価を行う。 ○「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の全体的な進捗状況について総合的に評価する。	
4 項目別評価	<b>2 項目別評価の具体的方法</b> 当該年度の年度計画に掲げる「第2から第5」の事項において、当該年度の年度計画に定めた項目(小項目)ごとにその実施状況について、法人が自己評価した上で評価委員会が「小項目評価」と「大項目評価」により評価する。	<b>2 項目別評価の具体的方法</b> 当該年度の年度計画に掲げる「第1から第4」の事項において、当該年度の年度計画に定めた項目(小項目)ごとにその実施状況について、法人が自己評価した上で評価委員会が「小項目評価」と「大項目評価」により評価する。	<b>3 項目別評価の具体的方法</b> 項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)評価委員会による小項目評価、(3)評価委員会による大項目評価、の手順で行う。	<b>4 項目別評価の具体的方法</b> ○項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)評価委員会による小項目評価、(3)評価委員会による大項目評価、の手順で行う。	<b>1 項目別評価</b> <b>(1) 項目別評価の概要</b> ア 法人が、年度計画に定めた小項目ごとに、実施状況について3段階の自己評価を行うとともに、当該小項目の計画全体における重みを示すウエイトの設定を行う(ウエイトについては、別紙のとおり)。イ 小項目ごとに、法人の自己評価及びウエイト設定を評価委員会が検証し、必要に応じてこれを修正したうえで、評価委員会としての評価結果及びウエイト(以下「小項目評価結果等」という。)を確定する。ウ 小項目評価結果等を基に、年度計画に掲げる大項目について5段階評価を行い、大項目ごとに年度計画の進捗状況を分かりやすく示す。

参考資料2

近隣他自治体の業務実績評価の実施要領比較表

	a	b	c	d	e
	市立吹田市民病院(案)	堺市立病院機構	りんくう総合医療センター	大阪府立病院機構	京都市立病院機構
5	<p><b>(1) 法人による自己評価</b></p> <p>① 法人は、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、次の5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。</p> <p>5…年度計画を大幅に上回って実施している。 4…年度計画を上回って実施している。 3…年度計画を順調に実施している。 2…年度計画を十分に実施できていない。 1…年度計画を大幅に下回っている。</p> <p>② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由(実施状況等)を記載する。</p> <p>③ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。</p>	<p><b>(1) 法人による小項目の自己評価</b></p> <p>法人は、年度計画の小項目ごとの進捗について自己点検に基づき、法人として次の5段階で自己評価を行うものとする。</p> <p>5: 年度計画を大幅に上回って実施している。 4: 年度計画を上回って実施している。 3: 年度計画を順調に実施している。 2: 年度計画を十分に実施できていない。 1: 年度計画を大幅に下回っている。</p> <p>法人は、評価委員会が業務の実施状況を客観的に適正に判断し評価できるよう、小項目ごとの実施状況をできる限り定量的かつ正確な記述により業務実績がわかるよう工夫するとともに、自己評価の結果とその判断理由を記載した業務実績報告書を作成する。なお、業務実績報告書には、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを特記事項として自由に記載するものとする。</p>	<p><b>(1) 法人による自己評価</b></p> <p>① 法人は、年度計画の小項目(内容によっては複数の小項目)ごとの進捗状況について、次の5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。</p> <p>V…年度計画を大幅に上回って実施している。 IV…年度計画を上回って実施している。 III…年度計画を順調に実施している。 II…年度計画を十分に実施できていない。 I…年度計画を大幅に下回っている。</p> <p>② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由(実施状況等)を記載する。</p> <p>③ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。</p>	<p><b>(1)法人による自己評価</b></p> <p>○法人は、年度計画の小項目(内容によっては複数の小項目)ごとの進捗状況について、I～Vの5段階で自己評価を行ない、業務実績報告書を作成する。</p> <p>○業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由(実施状況等)を記載する。</p> <p>○自己評価の区分は次のとおりとする。 V…年度計画を大幅に上回って実施している(特に認める場合) IV…年度計画を上回って実施している III…年度計画を順調に実施している II…年度計画を十分に実施できていない I…年度計画を大幅に下回っている</p> <p>○業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑にするための工夫、今後の課題などを自由に記載する。</p>	<p><b>(2)法人による小項目の自己評価及びウエイトの設定</b></p> <p>法人は、小項目ごとの自己評価及びウエイトの設定をするに当たっては、業務実績報告書を作成して行う。</p> <p>業務実績報告書には、小項目ごとに実施状況をできる限り定量的に記載するとともに、自己評価の判断理由及び必要に応じて当該ウエイトとした理由を記載する。</p> <p>また、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題など、評価において考慮事項となると考えられる事項を必要に応じて記載する。</p> <p>小項目の3段階の評価及びその基準は、次のとおりとする。</p> <p>評価A: 年度計画を十分に達成している。 評価B: 年度計画をおおむね達成している。 評価C: 年度計画の達成に至っていない。</p> <p>※ 自己評価は、計画において目標とする取組の性質や、目標達成に向けた取組を取り巻く医療制度をはじめとする社会情勢、法人の取組のプロセス、その他突発的な事象への対応等、法人が当該実績を残すに至った背景事情をも総合的に考慮して行うこととする。また、必要に応じて当該評価に至った理由(総合的に考慮した内容)を明記することとする。</p>
6	<p><b>(2) 評価委員会による小項目評価</b></p> <p>① 評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性を総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様にI～5の5段階による評価を行う。</p> <p>② 評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。</p> <p>③ その他必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。</p>	<p><b>(2) 評価委員会による小項目評価</b></p> <p>評価委員会は、業務実績報告書及び法人への意見聴取に基づき、法人の業務実績や法人による自己評価などを総合的に検証し、小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に5～1の5段階による評価を行う。</p> <p>その際、単に目標値及び前年度数値と当該実績値の比較だけでなく、計画を達成するかどうかも含め、総合的に判断する。</p> <p>また、評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、その判断理由等を記載する。その他、特筆すべき点など必要に応じて、コメントを付す。</p>	<p><b>(2) 評価委員会による小項目評価</b></p> <p>① 評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性を総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様にI～Vの5段階による評価を行う。</p> <p>② 評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。</p> <p>③ その他必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。</p>	<p><b>(2)評価委員会による小項目評価</b></p> <p>○評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性を総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、I～Vの5段階による評価を行う。</p> <p>○評価の区分は、法人の自己評価の区分と同じとする。</p> <p>○評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。</p>	<p><b>(3) 評価委員会による小項目評価結果等の確定</b></p> <p>評価委員会は、法人が作成した業務実績報告書について、目標値あるいは前年度数値と当該年度の実績値を単に比較するだけでなく、当該小項目に関し業務実績報告書に記載されている事項の全般について、総合的な観点から考慮することによりこれを検証し、小項目評価結果等を確定する。</p> <p>評価委員会による評価と、法人の自己評価とが異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。その他、必要に応じてコメントを付す。</p>

近隣他自治体の業務実績評価の実施要領比較表

	a	b	c	d	e
	市立吹田市民病院(案)	堺市立病院機構	りんくう総合医療センター	大阪府立病院機構	京都市立病院機構
7	<p><b>(3) 評価委員会による大項目評価</b></p> <p>① 評価委員会において、小項目評価の結果割合、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとに中期目標及び中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。</p> <p>また、評価結果とその判断理由及び評価に当たって考慮した事項や意見、指摘事項を評価結果報告書に記載する。</p> <p>S：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて特筆すべき進捗状況にある。(すべての小項目が3～5かつ評価委員会が特に認める場合)</p> <p>A：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。(すべての小項目が3～5)</p> <p>B：年度計画を実施し、中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。(3～5の小項目の割合がおおむね9割以上)</p> <p>C：年度計画を実施したが、中期計画の実現のためにはやや遅れている。(3～5の小項目の割合がおおむね9割未満)</p> <p>D：年度計画を実施しているが、中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。(評価委員会が特に認める場合)</p> <p>② 評価に当たっては、小項目評価の結果割合は目安であり、評価委員会は、小項目における評価の構成割合などを総合的に判断して評価を定めるものとする。</p>	<p><b>(3) 評価委員会による大項目評価</b></p> <p>評価委員会において、小項目評価の結果割合や当該中期目標期間中において特に重要な中期目標の達成のための小項目(以下、「重点ウエイト小項目」という。)の評価結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。評価結果とその判断理由及び評価に当たって考慮した事項や意見、指摘事項を評価結果報告書に記載する。</p> <p>なお、評価に当たっては、小項目評価の結果割合は目安であり、評価委員会は、重点ウエイト小項目の評価結果や小項目における評価の構成割合などを総合的に判断して評価を定めるものとする。</p> <p>S：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて特筆すべき進捗状況にある。(すべての小項目が3～5かつ評価委員会が特に認める場合)</p> <p>A：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。(すべての小項目が3～5)</p> <p>B：年度計画を実施し、中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。(3～5の小項目の割合がおおむね9割以上)</p> <p>C：年度計画を実施したが、中期計画の実現のためにはやや遅れている。(3～5の小項目の割合がおおむね9割未満)</p> <p>D：年度計画を実施しているが、中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。(評価委員会が特に認める場合)</p>	<p><b>(3) 評価委員会による大項目評価</b></p> <p>○評価委員会において、小項目の評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。</p> <p>S……中期目標・年度計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。(評価委員会が特に認める場合)</p> <p>A……中期目標・年度計画の達成に向けて計画どおり進んでいる。(すべての項目がⅢ～Ⅴ)</p> <p>B……中期目標・年度計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる。(Ⅲ～Ⅴの割合が9割以上)</p> <p>C……中期目標・年度計画の達成のためにはやや遅れている。(Ⅲ～Ⅴの割合が9割未満)</p> <p>D……中期目標・年度計画の達成のためには重大な改善事項がある。(評価委員会が特に認める場合)</p>	<p><b>(3) 評価委員会による大項目評価</b></p> <p>○評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階による評価を行なう。</p> <p>○評価の区分は次のとおりとする。</p> <p>S…「特筆すべき進捗状況」(特に認める場合)</p> <p>A…「計画どおり」(すべての項目がⅢ～Ⅴ)</p> <p>B…「おおむね計画どおり」(Ⅲ～Ⅴの割合が9割以上)</p> <p>C…「やや遅れている」(Ⅲ～Ⅴの割合が9割未満)</p> <p>D…「重大な改善事項あり」(特に認める場合)</p> <p>○小項目評価の結果を考慮するにあたっては、小項目ごとに付けられたウエイトを踏まえることとする。なお、ウエイトについては、法人が各項目の重要性を勘案してあらかじめ設定することとする。</p>	<p><b>(4) 評価委員会による大項目評価の確定</b></p> <p>ア 大項目の5段階評価</p> <p>評価委員会において、小項目評価の結果を総合的に考慮し、大項目ごとに中期計画の実現に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行い、考慮した事項及びそのように判断した理由も記載する。</p> <p>評価5：中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある。(評価委員会が特に認める場合)</p> <p>評価4：中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。(すべての小項目がA又はB)</p> <p>評価3：中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。(A又はBの小項目の割合がおおむね9割以上)</p> <p>評価2：中期計画の実現のためにはやや遅れている。(A又はBの小項目の割合がおおむね9割未満)</p> <p>評価1：中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。(評価委員会が特に認める場合)</p> <p>※ 割合の算定は、ウエイトを考慮した小項目数によるものとする。</p> <p>※ 上記評価に記載の小項目の割合は、評価の際の目安であり、評価委員会は、A、B、Cの評価の構成割合やその内容を総合的に判断して評価を定めるものとする。</p>
8	<p><b>3 全体評価の具体的方法</b></p> <p>(1) 評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画の実施状況及び中期計画の全体的な進捗状況、その他業務運営全体について、記述式による評価を行う。</p>	<p><b>3 全体評価の具体的方法</b></p> <p>(1) 評価委員会は、項目別評価の結果や重点ウエイト小項目の評価結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。</p>	<p><b>4 全体評価の具体的方法</b></p> <p>(1) 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。</p>	<p><b>5 全体評価の具体的方法</b></p> <p>○評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。</p>	<p><b>2 全体評価</b></p> <p>評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、記述式により、年度計画に基づく業務の実績の全体について総合的な評価を行うこととする。</p> <p>総合的な評価は、各大項目別の5段階評価結果、優れていると積極的に評価する取組、改善すべき取組、評価の際の主な意見や指摘、その他必要な事項を記載して行うこととする。</p>

近隣他自治体の業務実績評価の実施要領比較表

	a	b	c	d	e
	市立吹田市民病院(案)	堺市立病院機構	りんくう総合医療センター	大阪府立病院機構	京都市立病院機構
9	(2) 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など)を積極的に評価することとする。	(2) 全体評価においては、項目別評価の結果とともに、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における業務運営の改善・効率化、財務内容の改善など)を積極的に評価するものとする。また、特色ある取り組みや工夫、中期計画及び年度計画に記載していない事項であっても地域医療の充実などに寄与する取り組み(堺市医療圏が抱える課題に対する取り組みなど)についても評価することとする。	(2) 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など)を積極的に評価することとする。	○全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善、病院運営の透明性の向上、5病院の連携など)を積極的に評価することとする。	
10	(3) 評価委員会が行う評価に当たっては、業務実施状況への意見や改善すべき事項への指摘を評価結果報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行うこととする。	(3) 評価委員会が行う評価に当たっては、業務実施状況への意見や改善すべき事項への指摘を評価結果報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行うこととする。			
11	年度評価の進め方等		<b>5 年度評価の具体的な進め方とスケジュール</b> (1) 法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。【6月末まで】 (2) 評価委員会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行う。【7～8月】 (3) 評価委員会における審議を通じて評価(案)をとりまとめる。【7～8月】 (4) 評価(案)について、法人に意見申立て機会を付与する。【8月下旬】 (5) 評価委員会において評価を決定して、法人に通知した後、市長に報告するとともに公表する。【9月】	<b>6 年度評価の具体的な進め方とスケジュール</b> ○法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。(業務実績報告書の作成にあたっては、別紙様式を参照。)[6月末まで] ○評価委員会病院部会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行なう。【7～8月】 ○評価委員会病院部会における審議を通じて評価(案)をとりまとめる。 ○評価(案)について法人に意見申立て機会を付与する。 ○評価委員会において評価を決定した後、知事に報告する。【9月】	
12	その他		<b>6 その他</b> (1) 法人において作成する業務実績報告書の様式は、別紙のとおりとする。  (2) 本実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、不断に見直し・改善を図るものとする。		